

# びほくいきいきネット 利用までの流れ

広島県備北保健医療福祉推進協議会

## 1 利用規約の確認

「びほくいきいきネット利用規約」（別紙1）とびほくいきいきネット電子掲示板利用規約（別紙2）を確認して下さい。

## 2 申請書を事務局へ提出

「医療福祉総合情報システム びほくいきいきネット 登録申請書」（別紙3）を事務局に提出して下さい。

- 1) 一法人一事業所の場合は、「介護事業者等 複数事業所用 様式A」で申請して下さい。それ以外は、「介護事業者等 複数事業所用 様式B」で申請して下さい。
- 2) 申請できる事業所は、「別紙 びほくいきいきネットの対象となる介護・福祉事業について」を参考にしてください。
- 3) 医療機関・薬局については、三次地区医師会で申請書を受付けます。

## 3 法人ごとに ID が郵送されます。

法人ごとに ID を発行します。利用手引きとあわせて郵送の予定です。

- 1) ①介護保険・福祉サービス関係、②医療機関関係 はそれぞれ別に ID を発行します。
- 2) 法人 ID の付与数について  
例1) 法人内に、介護保険事業所が5ヶ所の場合、法人用 ID を1つ付与  
例2) 法人内に、介護保険指定事業が1ヶ所と福祉サービスが1つの場合、法人に ID を1つ付与  
例3) 法人内に、医療機関と介護保険事業所がある場合、法人用 ID を2つ付与

### 【他の留意事項】

- 1) ID は法人内の事業所で共用して使用して下さい。  
医療機関・介護事業所は別々の取り扱いとしてください。
- 2) 法人 ID の発行は、「利用のてびき」をあわせて発送します。

事務局 広島県老人福祉施設連盟  
三次ブロック事務局（特養）相扶園  
担当者：尾野・荒木  
電話：0824-74-0530 FAX：0824-74-1633  
Email：info@bihokuikiiki.jp

別紙 びほくいきいきネットの対象となる介護・福祉事業について

No.	事業所種別
1	居宅介護支援
2	相談支援事業所（障害）
3	地域包括支援センター
4	通所介護
5	通所リハ
6	認知症通所介護
7	訪問介護
8	訪問リハビリ
9	訪問入浴
10	訪問看護
11	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
12	夜間対応型訪問介護
13	小規模多機能型居宅介護
14	短期入所生活介護
15	短期入所療養介護
16	福祉用具貸与
17	特定福祉用具販売
18	特定施設入居者生活介護
19	認知症対応型共同生活介護
20	地域密着型特定施設
21	複合型サービス事業所
22	地域密着型介護老人福祉施設
23	介護老人福祉施設
24	介護老人福祉施設
25	介護療養型医療施設
26	養護老人ホーム
27	軽費老人ホーム A 型
28	軽費老人ホーム B 型
29	ケアハウス
30	有料老人ホーム
31	サービス付き高齢者住宅
32	その他

※その他、介護保険、老人福祉等に関する事業があれば、サービス種別等を事前に事務局に確認の上、申請してください。

## びほくいきいきネット利用規約

びほくいきいきネットは、地域包括ケアシステム構築の中核となる、医療と介護の連携を実現するため、医療機関・介護サービス提供事業所等の情報を提供するものです。

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 本規約は、広島県備北保健医療福祉推進協議会（以下「協議会」という。）が運営する「びほくいきいきネット」（以下「本システム」という。）を本規約第4条に規定する利用機関（以下「利用機関」という。）が利用する場合の規則を定めるものです。

#### (本規約の範囲)

第2条 本システム利用規約は、本規約に加え、以下の規定も本規約の一部を構成するものとします。

びほくいきいきネット 電子掲示板利用規約

#### (本規約の変更)

第3条 協議会は利用機関の了承を得ることなく本規約を随時変更することができるものとし、利用機関はこれを承諾します。

### 第2章 利用機関

#### (利用機関)

第4条 利用機関とは、下記の者をいいます。

- 1 病院・診療所・歯科医療機関・薬局
- 2 介護保険の指定サービス（地域密着型サービスを含む）事業所、基準該当サービス事業所
- 3 老人福祉、障害福祉サービスを提供する事業所
- 4 その他、協議会会長が認めた者で利用申請をし、会長の承認を受けた者

#### (利用の承認)

第5条 協議会は、利用申請を受付け、必要な手続きを経た後に利用を承認します。利用を承認された利用機関には、IDとパスワードが付与されます。

(利用の不承認)

第6条 利用申請審査にあたっては、以下のいずれかの理由により、利用の承認をしないことがあります。

- (1) 介護に関する情報の提供、取得または情報交換以外の目的に利用される恐れがある場合
- (2) 利用申請の際の申告事項に、虚偽の記載がある場合
- (3) 本システムの適正な運用または管理上支障が生じる場合
- (4) 利用機関が前5年以内に規約違反等により利用承認の取消しを受けたことがある場合
- (5) その他、利用機関とすることを不相当と判断した場合

(譲渡禁止)

第7条 利用機関は本システムの利用機関として有する権利を第三者に譲渡もしくは使用させたり、売買、名義変更、質権の設定、その他の担保に供する等の行為はできないものとします。

(変更の届出および利用の中止)

第8条 利用機関は、利用申請書の届出内容に変更があった場合または利用の中止をする場合は速やかに、任意の様式により届出をするものとします。

(設備等)

第9条 利用機関は、本システムを利用するために必要な通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となるすべての機器等を自己の責任と費用において準備するものとします。

### 第3章 利用機関の義務

(利用機関の自己責任の原則)

第10条 利用機関は、自己のIDおよびこれに対応するパスワードの使用および管理について一切の責任を持つものとします。

- 2 IDの使用により第三者に対して損害を与えた場合、当該行為を自己がしたか否かを問わず、自己の責任を持って解決し、協議会に損害を与えることのないものとします。
- 3 利用機関が他団体の運営するデータベースサービスやネットワーク等へ接続して、両者間で紛争等が発生した場合、当該当事者間で解決するものとし、協議会は一切の責任を問わないものとします。

- 4 協議会は、本システムの利用により発生した利用機関の損害全てに対し、いかなる責任も負わないものとし、一切の損害賠償をする義務はないものとします。
- 5 利用機関が本利用規約に違反して協議会に損害を与えた場合は、協議会は当該利用機関に対して被った損害の賠償を請求できるものとします。
- 6 利用機関が雇用している職員等が本利用規約に違反した場合は、利用機関と当該職員の方には、連帯して責任を負っていただきます。

(禁止事項)

第11条 利用機関は本システム上で以下の行為をすることができません。

- (1) 医療・介護に関する情報の提供、取得または情報交換以外の目的に使用する行為
- (2) 公序良俗に反する行為
- (3) 犯罪行為に結びつく行為
- (4) 他の利用機関または第三者の著作権を侵害する行為
- (5) 他の利用機関または第三者の財産、プライバシー等を侵害する行為
- (6) 他の利用機関または第三者を誹謗中傷する行為
- (7) 本システムの運営を妨げる行為
- (8) 本システムの信頼を毀損するような行為
- (9) IDまたはパスワードを不正に使用する行為
- (10) 事実に反するまたはそのおそれのある情報を提供する行為
- (11) 不特定多数の利用機関に対して電子メールを送りそれを読むことあるいはアンケートに答えること等を強要する行為や必要以上のメールを送るなどの迷惑行為
- (12) 他ネットに接続した際、接続先の規約に反する行為
- (13) 本システムに登録された情報を本来の趣旨以外で使用する行為
- (14) その他、法律上に反する行為

## 第4章 システムの利用料

(利用料)

第12条 本システムの利用料は無料とします。

## 第5章 運営

(IDの一時停止)

第13条 協議会は、運用管理上必要と認められた場合は、利用機関に事前に通知する

ことなく、当該利用機関のIDを一時使用停止することがあります。

- 2 協議会が前項の措置を取ったことで、当該利用機関に損害が発生しても、協議会はいかなる責任も負いません。

(情報等の取り扱い)

第14条 協議会は、運営および管理の必要から、利用機関に事前に通知することなく、利用機関が本システムに登録した情報および文書などを削除する場合があります。

- 2 協議会が前項の措置を取ったことで、当該利用機関に損害が発生しても、協議会はいかなる責任も負いません。
- 3 協議会は、業務目的の範囲内で、本システムに登録された情報を活用することがあります。

(本システムの一時的な停止)

第15条 協議会は、以下のいずれかの場合には、利用機関に事前に通知することなく、一時的に本システムを停止する事があります。

- (1) サーバーの保守を緊急に行う場合
  - (2) 火災、停電などにより、本システムの提供ができなくなった場合
  - (3) その他、運用上あるいは技術上、本システムの一時的な停止を必要と判断した場合
- 2 前項の措置により本システムの提供の遅延または停止等が発生したとしても、これに起因する利用機関または他の第三者が被った損害について、協議会は、一切の責任を負わないものとします。

(利用承認の取消し等)

第16条 利用機関が、以下のいずれかに該当する場合は、協議会は当該利用機関に事前に通知することなく、承認の取消しまたはIDの使用を停止することができるものとします。

- (1) 第6条に掲げる場合に該当することが判明した場合
- (2) 第11条に掲げる行為を行った場合
- (3) 保険医療機関、薬局、指定事業所もしくは基準該当サービス事業所の指定又は許可が取り消された場合
- (4) その他協議会が、利用機関として不相当と判断した場合

附則

この規約は平成26年8月1日から施行します。

## びほくいきいきネット 電子掲示板利用規約

当掲示板を利用される場合は、本規約の内容をご承諾いただいたものとみなしますので、以下の規定を守って利用してください。

### 1 掲示板の利用

当掲示板の管理者（以下、「管理者」という。）は、事前に利用者の発言内容を閲覧することはしません。従って、発言の内容（真偽、正確性、第三者の権利を侵害していないこと等）や掲示板利用の状態については一切保証しておりません。掲示板サービスの利用は、利用者ご自身の責任において行っていただきます。

### 2 発言に対する権利等

- (1) 発言の著作権は、発言に特別の意思表示のない限り、当該発言を書き込んだ利用者（以下「発言者」という。）に帰属するものとみなします。
- (2) 発言者は、当該発言により生じた全ての責任を負います。

### 3 禁止行為

当掲示板において以下の行為を禁止します。

- (1) 日本国法令または公序良俗に反するおそれのある発言
- (2) 著作権などの第三者の知的財産権を侵害し、または侵害を助長する行為
- (3) 国内法に抵触するサイトへのリンク
- (4) 第三者のプライバシーを侵害し、もしくは秘密を漏えいするような発言
- (5) 第三者に対する誹謗中傷または名誉き損、もしくは他者に対して不利益または不快感を与えるおそれのある発言
- (6) 虚偽または故意に誤解を与える発言
- (7) 民族的・人種的差別につながる発言、倫理的観点から問題のある発言
- (8) 特定の政党もしくは政治団体のための活動、宗教活動または専ら営利を目的とした発言、その他勧誘、宣伝、広告を目的とした内容の掲示
- (9) 自分以外の人物を名乗ったり、代表権や代理権がないにもかかわらず文化団体などの組織を名乗ること、または他の人物や組織と提携、協力関係にあると偽ったりすること
- (10) 他の利用者の個人情報収集し蓄積すること、またはこれらの行為をしようとする
- (11) 掲示板または掲示板に接続しているサーバーもしくはネットワークを妨害したり、混乱させたりすること

- (12) 本掲示板の目的及び開設されたテーマとは無関係な発言  
(13) 管理者等が禁止を明示した発言または削除した発言と同一または類似する内容の発言

#### 4 発言の削除

管理者は、本規約に反していると認められる発言等について、利用者の同意を得ることなしに削除することができるものとします。

#### 5 免責事項

利用者が当掲示板の利用により第三者の権利を侵害し、または第三者に対して損害を与えたことに関連して生じた全ての苦情や請求について、管理者は損害賠償その他の責任を負いません。

管理者は、利用者による掲示板への発言内容などを削除し、または保存しなかったことについて一切責任を負わず、その理由説明義務を負いません。

#### 附則

この規約は平成26年8月1日から施行します。